

平成19年7月25日
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）

平成19年（2007年）新潟県中越沖地震に係る 被災者生活再建支援法の適用について

- 平成19年7月16日に発生した平成19年（2007年）新潟県中越沖地震について、新潟県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯及び大規模半壊した世帯については、法に定める要件に合致する場合に、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住家が全壊した世帯には最高300万円、住が大規模半壊した世帯には最高100万円の支援金が財団法人都道府県会館から支給される。

| 該当都道府県 | 支援法適用日 | 支援法 適用基準 | 住宅被害(世帯) | | |
|---------------|--------|-------------|----------|-----|-------|
| | | | 全 壊 | 半 壊 | 一部損壊 |
| 【新潟県】 県内全域 | 7月16日 | 第1条第3号 | 911 | 6 | 1,017 |

注1 全壊、半壊、一部損壊の数値は県からの報告（7月18日22時30分現在の数値）による。

注2 支援法適用基準とは被災者生活再建支援法施行令を示す。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第9条、第18条）

被災者生活再建支援金は、相互扶助の観点より各都道府県からの拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」を活用して支給するが、その1/2について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第3号（100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害）に該当することによる。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）
菊地、仲島

TEL 5 2 5 3 - 2 1 1 1（内線 5 1 6 0 2）
3 5 0 1 - 5 1 9 1（直通）